平成１６年（排）第８号

排　除　命　令　書

横浜市西区高島二丁目１８番１号
株式会社そごう
同代表者　代表取締役　内村　俊一郎

公正取引委員会は，上記の者に対し，不当景品類及び不当表示防止法第６条第１項の規定に基づき，次のとおり命令する。

主　　文

１　株式会社そごうは，一般消費者の誤認を排除するために，そごう広島店において一般消費者に販売した水産加工食品であるカニ類のうちアブラガニの取引に関し，平成１６年４月２７日及び２８日に行った，アブラガニであるにもかかわらず，あたかもタラバガニであるかのような表示は，事実と異なるものであり，かかる表示は，当該商品について，一般消費者に対し，実際のものよりも著しく優良であると示す表示である旨を速やかに公示しなければならない。この公示の方法については，あらかじめ，当委員会の承認を受けなければならない。

２　株式会社そごうは，今後，水産加工食品であるカニ類の取引に関し，前項の表示と同様の表示が行われることを防止するために必要な措置を講じ，これを自社の役員及び従業員に周知徹底させなければならない。

３　株式会社そごうは，今後，水産加工食品であるカニ類の取引に関し，第１項の表示と同様の表示を行うことにより，当該商品について，一般消費者に対し，実際のものよりも著しく優良であると示す表示をしてはならない。

４　株式会社そごうは，第１項に基づいて行った公示及び第２項に基づいて採った措置について，速やかに文書をもって当委員会に報告しなければならない。

事　　実

1　株式会社そごう（以下「そごう」という。）は，肩書地に本店を置き，百貨店業を営む事業者である。

2(1) そごうは，平成１６年４月２８日から同年５月５日までを期間とする「初夏の北海道物産展」と称する催事を広島市中区所在のそごう広島店において開催し，当該期間中，日ごとに異なる水産加工食品等を「日替りご奉仕品」と称して一般消費者に販売していたところ，同年４月２８日，札幌市所在の取引先事業者から仕入れた，ゆでた上で冷凍されたカニを陳列棚に並べ，「日替りご奉仕品」として一般消費者に販売した。

(2)ア タラバガニは，主として日本海から北海道沿岸，オホーツク海，ベーリング海の海域に生息し，甲羅の心域部に６つの突起物を持ち，また，アブラガニは，主としてベーリング海北部の海域に生息し，甲羅の心域部に４つの突起物を持ち，それぞれ，エビ目タラバガニ科タラバガニ属に属する甲殻類の生物であるところ，両者は，形状が類似している。

イ 平成１５年３月，水産庁から，魚介類の名称について「種名」（標準和名）を記載することを原則とする指針が公表され，また，タラバガニ及びアブラガニについては，札幌市中央卸売市場等において，区別して取引され，さらに，流通段階における取引価格はタラバガニの方がアブラガニよりも高い状況にある。

ウ タラバガニは，アブラガニに比べ一般消費者における知名度が高く，一般に，高級なものとして認知されている。

3　そごうは，前記２(1)のカニの販売に当たり，平成１６年４月２７日，当該催事における食料品等の販売に関する広告を掲載したチラシ約３９万枚を，新聞販売店を通じて一般日刊紙に折り込み，そごう広島店周辺における当該新聞の購読者である一般消費者に配布したところ，当該チラシにおいて，「日替りご奉仕品」として「●オホーツク海産浜ゆでたらばカニ（冷凍）２００杯限定（１杯約７００ｇ）・・・税込１，００１円（本体価格９５３円）」と記載し，また，同月２８日，催事場の陳列棚に掲示した下札に「オホーツク海産浜ゆでたらばカニ（冷凍）２００杯限定（１杯約７００ｇ）・・・税込１，００１円（本体価格９５３円）」と記載することにより，あたかも，当該商品がタラバガニであるかのように表示していたが，実際には，アブラガニであった。

法　令　の　適　用

上記事実によれば，そごうは，アブラガニについて，一般消費者に対し，実際のものよりも著しく優良であると示すことにより，不当に顧客を誘引し，公正な競争を阻害するおそれがあると認められる表示をしていたものであって，かかる行為は，不当景品類及び不当表示防止法第４条第１項第１号の規定に違反するものである。

よって，主文のとおり命令する。

平成１６年６月３０日

公　正　取　引　委　員　会

委員長　竹　島　一　彦

委　員　小　林　　惇

委　員　柴　田　愛　子

委　員　三　谷　　紘

委　員　山　田　昭　雄